

2019年8月6日

東京高等裁判所第8民事部BC係 御中

令和元年(行コ)第167号 在外日本人国民審査権確認等請求控訴事件

控訴人(一審原告) 想田和弘ほか4名

被控訴人(一審被告) 国

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 井 桢 大 介
同 小 川 直 樹
同 塩 川 泰 子
同 谷 口 太 規

訴えの変更申立書

一審原告らは、次のとおり訴えを変更する。

第1 請求の趣旨

請求の趣旨1(1)を次のとおり変更する。

なお、変更後の請求の趣旨1(1)aは、変更前の請求の趣旨1(1)と同一である。変更後の請求の趣旨1(1)bは、これに「在外選挙人名簿に登録されていることに基いて」という条件を付加し、「日本国外に住所を有する」という前提を削除するものである。両者は選択的な関係である。

1 (1)

a 日本国外に住所を有する原告想田和弘、原告[REDACTED]、原告平野司及び原告永井康之が、次回の最高裁判所の裁判官の任命に関する国民の審査において、審査権を行使することができる地位にあることを確認する。

b 原告想田和弘、原告[REDACTED]、原告平野司及び原告永井康之が、次回の最高裁判所の裁判官の任命に関する国民の審査において、在外選挙人名簿に登録されていることに基いて審査権を行使することができる地位にあることを確認する。

第2 請求の原因

従前の請求の趣旨¹(1)について主張した請求の原因をすべて援用した上で、次の主張を追加する。

1 国民審査法8条は憲法に違反して一部無効である

在外選挙人名簿登録者の国民審査における投票を禁じ、彼らの国民審査権を制限する国民審査法8条は憲法に違反する。この制限規定部分は無効である。

(1) 国民審査法8条は憲法に違反する

憲法15条1項、憲法79条2項3項は、公務員たる裁判官を罷免する権利を国民固有のものとして定めた。これが国民審査権である。国民審査法はこの憲法上の権利を具体化した。衆議院議員の選挙権のある者、つまり成年日本国民には国民審査権が認められる(同法4条、公職選挙法9条1項)。国民審査法8条は、憲法が創設し国民審査法4条が具体化した権利の行使を一部の者について制限する。すなわち、国民審査法4条にいう「衆議院議員の選挙権を有する者」とは成年日本国民のことであり、かつ、衆議院議員選挙は選挙人名簿及び在外選挙人名簿に基づいて行われる(公職選挙法30条の2第1項)。したがって、憲法及び国民審査法4条によれば、選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録された者は、本来、これらの名簿に基づいて国民審査を行使することができる地位にある。しかし、国民審査法8条は、国民審査権を行使するためには国内の選挙人名簿に登録されていなければならぬと規定して、在外選挙人名簿に登録されている人の審査権行使を否定した。

国内選挙人名簿登録者には国民審査権行使を認め、在外選挙人名簿登録者の審査権行使を禁じる合理的理由はない。国民審査権が在外選挙人名簿登載者の国民審査権行使を制限することは、憲法15条1項、憲法79条2項3項及び憲法14条に違反する。

(2) 在外選挙人名簿登録者の権利行使を制限する規定は無効である

原判決は、審査権行使する地位を認めるためには国民審査法8条の要件を満たす必要があるという。この解釈を前提とし、同条全体を無効と解すると、国民審査権行使できる地位にある者がいなくなるという極めて不合理な結果となる。しかし、国民審査法8条のうち、在外選挙人名簿登録者の国民審査権行使を否定する消極的規定部分のみを無効と解することにより¹、上記の不都合は解消される。その結果、国民審査法4条、8条から導かれる国民審査権行使の要件は、衆議院議

¹ 国籍法違憲判決（最大判平成20・6・4民集62 - 6 - 1367）も同様の判断手法を探る。

員の選挙権を有し、かつこれを行ふことができる者、すなわち、成年日本国民であり、選挙人名簿または在外選挙人名簿のいずれかに登録されている者と解すべきことになる。

この点をさらに条文の文言に沿って整理すると次のようになる。国民審査法8条は、「審査には、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)に規定する選挙人名簿で衆議院議員総選挙について用いられるものを用いる。」と規定する。これは、国民審査権の行使について2つの要件を課すものである。すなわち、①衆議院議員総選挙について用いられる名簿に登録されていること、②その名簿は在外選挙人名簿ではなく国内の選挙人名簿であること、の両者を満たす場合にのみ国民審査権の行使を認めるものである。このうち、②要件は在外選挙人名簿登録者の審査権行使を不当に制限するものであり、憲法15条1項、憲法79条2項3項及び憲法14条に違反して無効である。その結果、国民審査法8条は①衆議院議員総選挙について用いられる名簿に登録されていることを要件とすることになる。衆議院議員総選挙に用いられる名簿は在外選挙人名簿及び選挙人名簿である。一審原告らはこの要件を満たす。

(3) 上記の解釈は立法裁量を害さない

国民審査法4条は、「衆議院議員の選挙権を有する者は、審査権を有する」と定めて、衆議院議員選挙と国民審査の投票権者を同一のものとすることを宣言した。衆議院議員選挙においては、選挙人名簿(公職選挙法19条)及び在外選挙人名簿(同法30条の2)のいずれかに登録されている者が選挙権を行ふことができる。国民審査において、在外選挙人名簿登録者の審査権行使を禁じることは、憲法の保障する国民審査権の不当な侵害であり、合理的な理由のない差別であつて許されない。立法府は、少なくとも、選挙人名簿登録者のみならず在外選挙人名簿登録者も審査権が行使できるように国民審査制度を定める義務がある。これに反して在外名簿登録者を審査権の行使から除外する裁量はない。上記の解釈は立法府の裁量を害さない。

2 訴訟物は国民審査法8条に基づく具体的な地位である

請求の趣旨1(1)bの「在外選挙人名簿に登録されていることに基づいて」とは、「(その国民審査の時点で)在外選挙人名簿に登録されているとすれば、その登録されていることに基づいて」という趣旨である(杉原則彦「判解」『最判解民事編平成17年度』678頁(注35)参照)。

憲法15条1項、憲法79条2項3項が保障し、国民審査法4条が具体化した権利について、国民審査法8条はさらに具体的な行使の方法を定めた。一審原告らが新たに確認を求める地位は、憲法、国民審査法4条、8条に基づく具体的なものである。

なお、一審原告らは2017年10月22日の国民審査において現に投票の機会を奪われた。次回の国民審査においても同様に投票することができない見込みである。本訴はこうした権利侵害をあらかじめ防止しようとする予防的確認訴訟であるから、確認の利益についてもこれを否定する理由はない(前掲杉原・注31(672頁))。

3 本訴の審理は現行法の解釈のみによる

一審原告らは在外選挙人名簿に登録されている。国民審査法8条のうち在外選挙人名簿登録者の審査権行使を否定する部分が憲法に違反して無効と解される場合には、一審原告らは国民審査法4条によってその権利が認められ、しかも同法8条が定める行使の要件を満たしているのであるから、これらに基づいて次回の国民審査において審査権を行使することができる地位にあることが認められる。仮に、国民審査法8条が憲法に違反しないといふのであれば、一審原告らの訴えは棄却される。一審原告らが求める地位の有無は、国民審査法8条の憲法適合性と、これが憲法に違反する場合の効果という、いずれも現行法の解釈によって結論が導かれる。裁判所には、国民審査法8条の憲法適合性を審理して一審原告らが確認を求める地位の有無を判断する義務がある。

以上